



# 鳥取県公報

平成16年 6月 8日(火)  
号外第85号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則(55)(住宅政策課)..... 1
	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則(56)(＃)..... 3
	鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則(57)(水産課)..... 5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 漁業研修支援資金の貸付対象に、漁業研修に必要な漁具資材、工具等を購入するのに必要な資金を加えることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 6月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第55号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、租税特別措置法(以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、租税特別措置法(以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定に基づく地位の承継)

第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第12号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第6号)により知事に届けて、その地位を承継することができる。

(認定に基づく地位の承継)

第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第10号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第6号)により知事に届けて、その地位を承継することができる。

(土地画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第9条 土地画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について認定を受けようとする者は、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(土地画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第9条 土地画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について認定を受けようとする者は、同法第103条第4項(日本住宅公団法(昭和30年法律第53号)第42条の規定により適用される場合を含む。)の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 略

2 略

様式第1号(第2条、第9条関係)

様式第1号(第2条、第9条関係)

優良宅地認定申請書

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

証紙はり付け欄  
(消印は、しないこと。)

造成宅地の概要	宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	宅地造成区域を含む都市計画区域の名称	
	宅地造成区域の面積	m <sup>2</sup>
	宅地の用途	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	その他必要な事項	
受付番号	年 月 日 第 号	
認定番号	年 月 日 第 号	

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

証紙はり付け欄  
(消印は、しないこと。)

造成宅地の概要	宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	宅地造成区域を含む都市計画区域の名称	
	宅地造成区域の面積	m <sup>2</sup>
	宅地の用途	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	その他必要な事項	
受付番号	年 月 日 第 号	
認定番号	年 月 日 第 号	

備考 略

備考 略

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

認 定 書

認 定 書

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

職 氏 名 印

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

様式第3号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年月日付第号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第7号(第9条関係)

証 明 書

第 号

年 月 日

職 氏 名

第28条の4第3項第5号イ

第31条の2第2項第12号ハ

第62条の3第4項第12号ハ

第63条第3項第5号イ

下記の宅地の造成は、租税特別措置法に規定する

優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

記

様式第3号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年月日付第号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第7号(第9条関係)

証 明 書

第 号

年 月 日

職 氏 名

第28条の4第3項第5号イ

第28条の5第2項第5号イ

第62条の3第4項第10号ハ

第63条第3項第5号イ

下記の宅地の造成は、租税特別措置法に規定する

優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第13号二の規定に基づく認定(以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。)に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第11号二の規定に基づく認定(以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。)に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)-(3) 略

(1)-(3) 略

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証(同法第6条の2第1項の規定によって同法第6条第1項の確認済証とみなされたものを含む。以下同じ。)又はその写し

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第3項の規定による確認通知書又はその写し(同条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。次号及び次条第2項第1号において同じ。)

(5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(同法第7条の2第5項の規定によって同法第7条第5項の検査済証とみなされたものを含む。以下同じ。)又はその写し(長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定の申請を住宅の新築の工事の完了前に行う場合を除く。)

(5) 建築基準法第7条第3項の規定による検査済証又はその写し(長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定の申請を住宅の新築の工事の完了前に行う場合を除く。)

(6)-(13) 略

(6)-(13) 略

(14) 住宅が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあつては、同法第2条第32号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの

(14) 住宅が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第1号様式の第1号様式副本に規定する高床式住宅であつて、建築基準法第6条第3項の規定による確認通知書を有しない場合にあつては、同法第2条第28号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの

(15) 略

(15) 略

様式第1号(第2条、第3条関係)

様式第1号(第2条、第3条関係)

優良住宅認定申請書

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第13号二 第62条の3第4項第13号二 第63条第3項第6号	の規定に	証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
に基づき、優良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。			
年 月 日			
職 氏 名 様			
郵便番号			
申請者 住所			
氏名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第11号二 第62条の3第4項第11号二 第63条第3項第6号	の規定に	証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
に基づき、優良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。			
年 月 日			
職 氏 名 様			
郵便番号			
申請者 住所			
氏名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			

新築住宅の概要	新築住宅の所在地及び名称	
	新築住宅の戸数	(総戸数 戸)
	住宅の床面積	m <sup>2</sup>
	住宅の敷地面積	m <sup>2</sup>
	住宅の構造	
	住宅の建築費	万円 / 3.3m <sup>2</sup>
	都市計画区域の名称	
	中高層耐火共同住宅の階数	
摘要		
受付番号	年 月 日 第 号	
認定番号	年 月 日 第 号	

新築住宅の概要	新築住宅の所在地及び名称	
	新築住宅の戸数	(総戸数 戸)
	住宅の床面積	m <sup>2</sup>
	住宅の敷地面積	m <sup>2</sup>
	住宅の構造	
	住宅の建築費	万円 / 3.3m <sup>2</sup>
	都市計画区域の名称	
	中高層耐火共同住宅の階数	
摘要		
受付番号	年 月 日 第 号	
認定番号	年 月 日 第 号	

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。
- 6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。
- 7 略

様式第2号(第5条関係)

認 定 書

第 号  
年 月 日

職 氏 名 団

下記の宅地の新築は、租税特別措置法

第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第13号二
第62条の3第4項第13号二
第63条第3項第6号

に規定する

優良な住宅の供給に寄与するものであることを認定する。

記

略

備考 1 略

- 2 租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づき一団の住宅として認定した場合には、当該一団の住宅の床面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第8号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第8号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。
- 6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第11号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。
- 7 略

様式第2号(第5条関係)

認 定 書

第 号  
年 月 日

職 氏 名 団

下記の宅地の新築は、租税特別措置法

第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第11号二
第62条の3第4項第11号二
第63条第3項第6号

に規定する

優良な住宅の供給に寄与するものであることを認定する。

記

略

備考 1 略

- 2 租税特別措置法第31条の2第2項第11号二の規定に基づき一団の住宅として認定した場合には、当該一団の住宅の床面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第57号

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成12年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項等及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前									
<p>(貸付金の額等)</p> <p>第4条 貸付金は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる資金に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">貸付対象資金</th> <th style="text-align: center;">貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">研修資金</td> <td>漁業研修を受ける者が、漁業研修に専念するのに必要な資金</td> <td>月額15万円以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資材資金</td> <td>漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金</td> <td>40万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項に規定する貸付金のうち資材資金の貸付けは、漁業研修の期間中1回に限るものとする。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 貸付金（第1項に規定する研修資金に限る。以下この項並びに第9条第1項及び第2項において同じ。）の貸付期間は、貸付金の貸付けを受けることとなった日の属する月から漁業研修を修了する日の属する月までとし、漁業研修の内容に応じ最大36月間（当該期間の算定に当たっては、災害、疾病その他やむを得ない理由により漁業研修を休止した期間（知事が承認したものに限る。）を除く。）とする。</p> <p>5. 貸付金の据置期間は漁業研修を修了して後5年を経過するまでとし、返還期間は据置期間経過後6年以内とする。</p> <p>6. 前項の据置期間は、貸付金の貸付けを受ける者の申出により短縮することができる。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2. 貸付金の貸付けの申請は、第4条第1項に定める区分ごとに行うものとし、研修資金においては、研修を受ける年度ごとに行うものとする。</p> <p>(期限前返還)</p> <p>第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第5項及び第10条第1項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>(1)-(6) 略</p> <p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)-(5) 略</p> <p>(6) 貸付金（第4条第1項に規定する資材資金に限る。）の貸付けを受けた者が研修用漁具等を購入したとき、 研修用漁具等購入届（様式第12号）</p> <p>2. 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、漁業研修支援資金借受者死亡届（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3. 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産宣告を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</p>	区 分	貸付対象資金	貸付額	研修資金	漁業研修を受ける者が、漁業研修に専念するのに必要な資金	月額15万円以下	資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下	<p>(貸付金の額等)</p> <p>第4条 貸付金は、月額15万円とする。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 貸付金の貸付期間は、貸付金の貸付けを受けることとなった日の属する月から漁業研修を修了する日の属する月までとし、漁業研修の内容に応じ最大36月間（当該期間の算定に当たっては、災害、疾病その他やむを得ない理由により漁業研修を休止した期間（知事が承認したものに限る。）を除く。）とする。</p> <p>4. 貸付金の据置期間は8年以内とし、返還期間は据置期間を含めて14年以内とする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2. 貸付金の貸付けの申請は、研修を受ける年度ごとに行うものとする。</p> <p>(期限前返還)</p> <p>第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第4項及び第10条第1項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>(1)-(6) 略</p> <p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)-(5) 略</p> <p>2. 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、漁業研修支援資金借受者死亡届（様式第12号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3. 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産宣告を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</p>
区 分	貸付対象資金	貸付額								
研修資金	漁業研修を受ける者が、漁業研修に専念するのに必要な資金	月額15万円以下								
資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下								

様式第1号(第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

記

資金名	返還期間	措置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする期間及び申請額	
				貸付希望期間	申請金額
	年	年			千円

略

略

(注) 略

申 請 者 の 概 要

略

研 修 期 間

研 修 漁 業 種 類

略

添付書類 資材資金にあつては、研修計画及び見積書の写しその他の研修内容が分かる書類

様式第3号(第8条関係)

(表面)

漁業研修支援資金借用証書

略		
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日
資金名		

略

本日上記のとおり漁業研修支援資金を借用しました。ついては、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の返還は返還期限に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所

氏 名

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人(借受人が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人)

略

(裏面)

略

様式第4号(第11条関係)

漁業研修支援資金返還免除申請書

年 月 日

様式第1号(第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

記

返還期間	措置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする期間及び申請額	
			貸付希望期間	申請金額
	年	年		千円

略

略

(注) 略

申 請 者 の 概 要

略

研 修 期 間

研 修 漁 業 種 類

略

様式第3号(第8条関係)

(表面)

漁業研修支援資金借用証書

略		
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日
資金名		

略

本日上記のとおり漁業研修支援資金を借用しました。ついては、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の返還は返還期限に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所

氏 名

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人(借受人が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人)

略

(裏面)

略

様式第4号(第11条関係)

漁業研修支援資金返還免除申請書

年 月 日

職 氏 名 様  
 申 請 者 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 住所  
 氏名 ㊟

漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

略			
資 金 名		借 受 金 額	
略			

様式第6号(第13条関係)

漁業研修支援資金返還猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第13条第2項の規定により下記のとおり申請します。

借受者 住 所  
 氏 名 ㊟

記

資 金 名	
借 受 日	
略	

様式第7号(第15条関係)

漁業研修辞退届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 住所  
 氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修を途中で辞めますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略			
資 金 名		借 受 済 総 額	千円
略			

様式第8号(第15条関係)

漁業研修支援資金辞退届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所  
 氏 名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)

職 氏 名 様  
 申 請 者 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 住所  
 氏名 ㊟

漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

略	
借 受 金 額	
略	

様式第6号(第13条関係)

漁業研修支援資金返還猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第13条第2項の規定により下記のとおり申請します。

借受者 住 所  
 氏 名 ㊟

記

借 受 日	
略	

様式第7号(第15条関係)

漁業研修辞退届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人 住所  
 氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修を途中で辞めますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略	
借 受 済 総 額	千円
略	

様式第8号(第15条関係)

漁業研修支援資金辞退届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所  
 氏 名 ㊟  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)



住所  
氏名 ㊟  
連帯保証人 住所  
氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修支援資金の貸付けを辞退しますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略		
資 金 名	借 受 済 総 額	千 円
略		

様式第9号(第15条関係)

漁業廃業届

年 月 日

職 氏 名 様  
借受者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり漁業を廃業しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略		
資 金 名	借 受 済 総 額	千 円
略		

様式第10号(第15条関係)

漁業研修支援資金借受者住所等変更届

年 月 日

職 氏 名 様  
借受者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり変更事項が生じたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

資 金 名	借受年月日	年 月 日	貸付決定番号
略			

注 略

様式第12号(第15条関係)

研修用漁具等購入届

年 月 日

職 氏 名 様  
借受者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり購入しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

1 研修用漁具等の概要

借 受 年 月 日	年 月 日	貸付決定番号
所属漁業協同組合		
購 入 年 月 日	年 月 日	
漁 具 等 の 内 容		

住所  
氏名 ㊟  
連帯保証人 住所  
氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修支援資金の貸付けを辞退しますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略	
借 受 済 総 額	千 円
略	

様式第9号(第15条関係)

漁業廃業届

年 月 日

職 氏 名 様  
借受者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり漁業を廃業しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略	
借 受 済 総 額	千 円
略	

様式第10号(第15条関係)

漁業研修支援資金借受者住所等変更届

年 月 日

職 氏 名 様  
借受者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり変更事項が生じたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借受年月日	年 月 日	貸付決定番号
略		

注 略

2 資金調達実績

区 分	総事業費	資金調達区分		
		資材資金	自己資金	その他
申 請 計 画	円	円	円	円
実 績				

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合名 ㊤

3 添付書類

領収書その他の購入した漁具等の経費が分かる書類

様式第13号 略

様式第12号 略

様式第14号 略

様式第13号 略

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の規定により貸し付けられている漁業研修支援資金については、なお従前の例による。